

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会積立金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の長期的に安定した経営を確保するための活動基盤の維持及び不時の支出に備えるため、資金の積み立て（以下「積立金」という。）を行い、その管理、運営及び処分等に関する事項を定めるものとする。

(積立金の種類及び目的)

第2条 積立金の種類及び目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉推進事業積立金 地域福祉推進事業の維持及び新たな地域福祉推進事業の遂行のための財源に充てることを目的とする。
- (2) 経営安定化積立金 経営の安定化及び組織運営に充てることを目的とする。
- (3) 備品等購入積立金 業務上必要な車両及び備品等を購入することを目的とする。
- (4) 退職手当積立金 正規職員の退職手当の財源不足が生じた場合に補填することを目的とする。
- (5) 工賃変動積立金 就労支援事業において、工賃が一定の工賃水準を下回る場合に補填することを目的とする。

(積立額)

第3条 積立金は、剩余資金及びその他の収入のうち、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第4条 積立金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、積立金に属する資金は、必要に応じ最も安全確実な有価証券に代えることができる。

(利息等)

第5条 第2条第1号から第3号に規定する積立金から生じる利息等は、当該拠点区分の収入に計上し事業経費に充てることができる。

2 第2条第4項及び第5項に規定する積立金から生じる利息等は、当該積立金に編入するものとする。

(積立金の処分)

第6条 第2条各号に規定する目的により、積立金を取り崩す場合には、事前に会長の承認を得て、その積立金の一部又は全部を取崩すことができる。

2 前項の規定に基づいて積立金を取崩す場合には、当初予算又は補正予算に計上しなければならない。

(積立金の振替)

第7条 会長は、積立金の執行上必要があると認めた場合には、理事会の同意を得て、拠点区分内における第2条第1号から第4号に規定する積立金相互間において資金を振り替えることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会において決定する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日) (平成29年3月6日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。